

大和市告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年11月1日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市福田字甲六ノ区地内

(3) 変更する部分

大和市つきみ野三丁目、下鶴間字甲四号、乙一号、乙四号、乙八号及び乙九号、上草柳字扇野、深見字要石及び大塚戸、福田二丁目、上和田字寺ノ上並びに福田字甲五ノ区及び甲七ノ区地内